

## 宇部市社会教育推進委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 各ふれあいセンター管内（以下「管内」という。）における社会教育の推進を図るとともに、社会教育を基盤とした、人づくり、つながりづくり、地域づくりを推進するため、各ふれあいセンターに社会教育推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 管内の社会教育活動の企画・実施に関すること。
- (2) 地域と学校の連携・協働に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、ふれあいセンターの館長（以下「館長」という。）が推薦し、宇部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員は、12人以内とする。

(職務)

第4条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が決定するまでは、館長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、各ふれあいセンターにおいて処理する。

(災害補償)

第8条 委員が業務の遂行中又は通勤の途上において被った災害については、宇部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第43号)の規定に準じて補償する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。